

別記

第4号様式（第7条関係）

「認証かごしま材使用量確認票」

- 1 取扱店名及び住所：
- 2 記入者氏名：
- 3 住宅の建設地：
- 4 建築主名：
- 5 木材使用量：

区分	使用量	
認証かごしま材	(A) 柱材	m ³
	(B) 柱材以外の構造材	m ³
	(C) 造作材、下地材及びフローリング	m ²
上記以外の材	(D) 柱材	m ³
	(E) 柱材以外の構造材	m ³

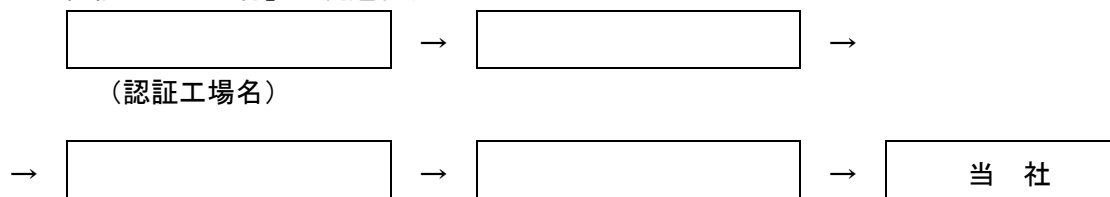
(注1) 下欄の建設基準どの項目を採用するか確認の上、必要記入箇所のみご記入ください。

認証かごしま材優良木造住宅建設基準 項目		必要記入箇所
(1)	柱・半柱・間柱の構造材が、当該部材の体積比で80%以上	(A)・(D)
(2)	構造材が、住宅の延べ面積に0.023 m ³ /m ² を乗じて得た数値以上	(A)・(B)
(3)	造作材、下地材及びフローリングの合計面積が12 m ² 以上	(C)
(4)	(1)、(2)のいずれかにおける認証かごしま材の実使用比と(3)における同材の実使用比の数値の合計が1以上	(A)・(B)・(C)・(D)・(E)

(注2) 下欄（確認結果）は、記入しないでください。

確認結果	使用量		所見
	1	$(A) / \{(A)+(D)\} \geq 0.8$	
2	$(A)+(B) \geq \text{延べ面積} \times 0.023$		
3	$(C) \geq 12$		
4	$(A) / \{(A)+(D)\} + (C) / (\text{造作材、下地材及びフローリングの総面積}) \geq 1$		
4	$\{(A)+(B)\} / \{(D)+(E)\} + (C) / (\text{造作材、下地材及びフローリングの総面積}) \geq 1$		

- 6 「認証かごしま材」の流通状況



(注3) 流通状況は取扱店名を記入し、取扱店以外の場合は会社名を○で囲んでください。

※ 添付書類： 認証かごしま材の家・基準確認チェックシート

認証かごしま材の家・基準確認チェックシート

私は、以下の内容のとおり、認証かごしま材の家・建設基準に適合していることを確認しました。

(確認者) ・かごしま材取扱店認証番号
 ・かごしま材取扱店・代表者名

(印)

住宅の概要	建築主	
	建設地	

	基準項目	基準内容	確認欄
認証かごしま材の家・建設基準	かごしま材取扱店の設計又は施工 (取扱店等)	① 設計者・工事監理者または、施工者のいずれかが、かごしま材取扱店認証委員会が認証した者である。	
		② 在来工法の木造住宅である。	
	柱等の木材について (認証かごしま材の使用)	① 認証かごしま材の使用量が次のいずれかに該当している。	
		(1) 柱・半柱・間柱の構造材が、当該部材の体積比で80%以上	(1)
		(2) 構造材が、住宅の延べ面積に0.023m ³ /m ² を乗じて得た数値以上	(2)
		(3) 造作材、下地材及びフローリングの合計面積が16m ² 以上	(3)
		(4) 上記(1)、(2)のいずれかにおける認証かごしま材の実使用比と(3)における同材の実使用比の数値の合計が1以上	(4)
	柱の太さについて (柱の小径)	① 隅柱及び通柱の小径は、12センチメートル角以上とする。	
基礎の構造 (基礎)	① 基礎は一体の鉄筋コンクリート造の布基礎又はべた基礎とし、地面からその上端までの高さは40センチメートル以上とする。		
小屋裏の換気 (小屋裏)	① 小屋裏の壁で外気に面するもの又は軒裏には換気上有効な位置に2以上の換気口を設ける。		
	② 換気口の有効面積の天井面の面積に対する割合は、300分の1以上とする。		
床下の換気 (床下)	① 外壁の床下部分には壁の長さ4メートル以下ごとに有効面積300平方センチメートル以上の換気口を設ける。		
	② 床下はコンクリート、防湿フィルムその他これらに類する材料で覆う。		

適用地域 : 鹿児島県全域

※ 基準に適合する場合は確認欄に「○」を記入してください。